

環境配慮専門委員運営規程

環境配慮専門委員運営規程

(目的)

第1 この規程は、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱（以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、環境配慮専門委員（以下「専門委員」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 専門委員の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第4の1(3)の規定に基づき、事業部局等の長の求めに応じて別記様式により助言を行うこと。
 - (2) 要綱第4の2(2)の規定に基づき、環境生活部長の求めに応じて別記様式により意見を述べること。
 - (3) その他要綱に係る環境配慮に関し、環境生活部長の求めに応じて専門的な見地からの意見を述べること。
- 2 前項(1)において、事業部局等の長は事前に環境生活部長に報告するものとする。

(守秘義務)

第3 専門委員は、意見を述べるにあたって事前に知り得た秘密を漏らしてはならない。その委員でなくなった後も同様とする。

(専門委員連絡会議)

第4 専門委員と環境生活部及び事業部局等の連携を緊密にするとともに、環境配慮上の諸問題等について意見を求めるため、専門委員連絡会議を開催することができる。

(報償及び費用弁償)

第5 専門委員が第2及び第4に定める職務に従事したときは、県の規定により謝金を支給するとともに費用弁償する。

(庶務)

第6 専門委員の庶務は環境保全課において処理する。

(委任)

第7 この規程に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年5月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

一部改正 平成20年12月8日施行

(熊本県公共事業等環境配慮システム要綱の一部改正に伴う関係規定の整理)

別記様式

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

専門委員 〇〇〇〇〇

環境配慮専門委員 報告書

環境配慮専門委員運営規程に基づき次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の所在	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
助言・意見の内容	